

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

消費税増税中止団体署名要請行動

上げられたらたまらん！

9月18日の昼過ぎに工藤会長、福山常任理事と西宮事務局員が竹見台、桃山台、古江台、山田の商店会を訪問しました。商店会の会長がわかるころにはそのまま、わからないところは飛び込みでお店に「民商です。消費税増税のことです。」と訪問しました。そこで、



来年増税の見込みであること、増税は国会で決められたこと、署名運動で二度の延期させていることを話しながら、商店会の会長さんにこのことを話して商店会の総意として会長さんに消費税増税中止をおねがいました。断られる心配もしていましたが、どの商店会でもしつかりと会話ができ「上げられたらたまらんなあ！」と賛同していただき署名に応じて頂きました。商店会の会長が不在のお店は従業員の方がしつかり伝えて頂けると言っていた頂きました。今回の訪問で多くの商店の方が消費税増税に対する危機感を同じ中小業者としてお持ちであることをひしひしと感じることができ、もつと署名を増やそうと参加者同士で決意を固めあいました。

台風21号の被災への公的支援制度

り災証明書の交付

災害により住家に被害があつた場合、り災証明書の交付を受けることができます。証明は公的な支援制度を受ける際に必要になることもあります。被害が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の場合は、吹田市による被害認定調査が必要です。吹田市では被害が「半壊」に至らない軽微な場合は、「一部損壊」として被害認定調査が不要になる「自己判定」によるり災証明書の即日交付」の申請ができます。申請には写真（建物全景、被害状況、建物の所在がわかるもの）や身分証明書が必要となります。

一部損壊等住宅修繕支援制度

吹田市では大阪府北部地震および台風21号により住宅の一部損壊以上の被害を受けた場合、修繕工事の費用が30万円以上50万円未満は3万円、50万円以上は5万円の支援金が支給されています。吹田市への申請が必要です。

貸付制度について

吹田市では生業の維持や住宅の補修（家財を含む）のための復旧資金として「災害救助資金」、大阪府では住宅修繕のための貸付制度「大阪版被災住宅無利子融資制度」があります。吹田市は所得の要件、大阪府は金融機関の融資審査が必要になります。

吹田市の制度の詳細は「吹田市」のホームページを開いて「台風21号に関する各種情報」から確認することができます。大阪府の貸付制度は大阪府のホームページです。お困りのことがあれば民商にご相談ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

9月前半の相談活動

新規開業の相談

大手企業で介護保険適用外の高齢者の身の回りのことをお世話する仕事をしており、自分で開業したい。開業にあたり法人化しようと考えているけど、どうすればいいかとの相談に、法人化のメリットとデメリットをお話しました。

源泉所得税の納付忘れ

源泉所得税の特例納付を忘れていたため、税務署からお尋ねのハガキが届いたと相談がありました。納付書を作成してすぐに納付すること、ハガキに必要な事項を書いて送ること、延滞金や不納付加算税について助言しました。

吹田市外の国保料減免

吹田市外に在住されている会員さんから国民健康保険料の減免の相談がありました。昨年まで条例による減免規定がなかった自治体でしたが、大阪府の統一基準をもとにして窓口で相談するようにお勧めしました。

伝言板

オール沖縄に連帯して憲法を守る、緊急政治を語るについて

- 9月26日(水)夜7時 さんくすホール 資料代500円
- 沖縄現地報告 阿部 誠行さん
- 秋からの運動課題と展望について

神戸大学名誉教授 二宮 厚美さん

倉敷民商3人の無罪を勝ち取る大阪の会」第4回総会

10月3日(水)夜7時 大商連会館

「小原・須増事件の不当判決・弾圧はね返す民商運動を」
弁護士 岡邑 祐樹さん

大阪労働局からのお知らせ

「大阪府最低賃金」が改定されます。

平成30年10月1日から、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額
936円

- ◎ 大阪府最低賃金は、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。
- ◎ なお、特定の産業の労働者には「大阪府最低賃金」と「特定最低賃金」のいずれか金額の高い方が適用されます。
- ◎ 詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（06-6949-6502）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
- ◎ また、大阪労働局のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。